

議案第50号

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月2日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

重度心身障害者医療費助成制度の対象者を見直すため、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

第3条第2項に次の1号を加える。

- (4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けたものを除く。

第4条中「一部負担金」の次に「（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に重度心身障害者（この条例による改正後の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者を除く。）である者については、同条例第3条第2項第4号の規定は適用しない。